

## 地方一般財源総額の確保等の緊急的な対応を求める意見書

国は、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてきたが、医療や介護などを支える消費税率の引き上げは、平成31年10月まで再延期されることとなった。

他方、急激に進行する高齢化への対策や少子化対策、地域経済の活性化は待ったなしの状況にあり、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場を迎え、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべきときにある。

このような中、財政制度等審議会から、地方交付税を削減すべきとの建議が財務大臣に提出されているが、国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ、社会保障と地域経済を構築するためには、地方自治体が安定的に行政サービスを提供できる財政基盤の確立が重要であり、地方交付税を初めとする地方一般財源総額の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 社会保障施策、学校教育や消防の運営、道路や河川等の社会基盤の維持・整備など、必要な行政サービスを実施するため、地方交付税総額、地方一般財源総額を確保すること。
- 2 保育の受け皿整備など社会保障施策の充実に支障がないよう、地方に負担を転嫁することなく、国の責任において安定財源を確保すること。
- 3 人材確保が課題となっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、国の責任において、地方負担分も含め財源を確保すること。
- 4 人口減少社会へ対応する地方自治体をサポートし、自主性・主体性を発揮できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続し、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的にその総額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、地方創生担当大臣